

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」—新旧対照表—

別添

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>雇児総発 0331 第 7 号 社援基発 0331 第 2 号 障 障発 0331 第 2 号 老 総発 0331 第 4 号 平成 28 年 3 月 31 日</p>	<p>雇児総発 0331 第 7 号 社援基発 0331 第 2 号 障 障発 0331 第 2 号 老 総発 0331 第 4 号 平成 28 年 3 月 31 日</p>
<p><u>最 終 改 正</u> <u>子 総発 0320 第 3 号</u> <u>社援基発 0320 第 2 号</u> <u>障 障発 0320 第 1 号</u> <u>老 総発 0320 第 1 号</u> <u>平成 30 年 3 月 20 日</u></p>	
<p>都道府県 各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿 中核市</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 厚生労働省老健局総務課長 (公 印 省 略)</p>	<p>都道府県 各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿 中核市</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 厚生労働省老健局総務課長 (公 印 省 略)</p>
<p>社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について</p> <p>今般、社会福祉法人の会計処理の基準について、「社会福祉法人会計基準 (平成 28 年厚生労働省令第 79 号)」及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成 28 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老発 0331 第 45 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) により示されたところであるが、別紙のと</p>	<p>社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について</p> <p>今般、社会福祉法人の会計処理の基準について、「社会福祉法人会計基準 (平成 28 年厚生労働省令第 79 号)」及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成 28 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老発 0331 第 45 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) により示されたところであるが、別紙のと</p>

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」—新旧対照表—

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

u003c/div>

新	旧
<p>おり、社会福祉法人における計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成にかかる会計処理等の運用に関する留意事項を定めたので、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図っていただくとともに、都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む）に対し周知を図るようご配慮願いたい。</p> <p>本通知の制定にあたり、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」（平成 23 年 7 月 27 日付雇児総発 0727 第 3 号、社援基発 0727 第 1 号、障障発 0727 第 1 号、老総発 0727 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知）は廃止する。</p> <p>なお、平成 28 年度決算にかかる計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成については、「3 決算」の規定を除き従前の例によるものとする。</p> <p>別紙 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」</p> <p>—目次— 1～20 （略） 21 <u>退職給付</u>について 22～27 （略）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 拠点区分及び事業区分について (1) （略） (2) 拠点区分の原則的な方法 ア 施設の取扱い （略） (ア)～(ク) （略） (ケ) 母子及び<u>父子並びに</u>寡婦福祉法第39条第 1 項に定める母子・<u>父子</u>福祉施設 (コ)～(シ) （略） （略） イ～エ （略） (3) （略）</p> <p>5 サービス区分について</p>	<p>おり、社会福祉法人における計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成にかかる会計処理等の運用に関する留意事項を定めたので、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図っていただくとともに、都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む）に対し周知を図るようご配慮願いたい。</p> <p>本通知の制定にあたり、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」（平成 23 年 7 月 27 日付雇児総発 0727 第 3 号、社援基発 0727 第 1 号、障障発 0727 第 1 号、老総発 0727 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知）は廃止する。</p> <p>なお、平成 28 年度決算にかかる計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成については、「3 決算」の規定を除き従前の例によるものとする。</p> <p>別紙 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」</p> <p>—目次— 1～20 （略） 21 <u>退職給付会計</u>について 22～27 （略）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 拠点区分及び事業区分について (1) （略） (2) 拠点区分の原則的な方法 ア 施設の取扱い （略） (ア)～(ク) （略） (ケ) 母子及び寡婦福祉法第39条第 1 項に定める母子福祉施設 (コ)～(シ) （略） （略） イ～エ （略） (3) （略）</p> <p>5 サービス区分について</p>

2

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」一新旧対照表一

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

u003cbr>

新	旧
<p>(1) (略)</p> <p>(2) サービス区分の方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 簡便的な方法</p> <p>次のような場合は、同一のサービス区分として差し支えない。</p> <p>(ア) 介護保険関係</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定訪問介護と第 1 号訪問事業 ・ 指定通所介護と第 1 号通所事業 ・ 指定地域密着型通所介護と第 1 号通所事業 <p>(略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～19 (略)</p> <p>20 リース会計について</p> <p><u>(1)</u> リース会計処理について</p> <p>(略)</p> <p><u>(2)</u> 利息相当額の各期への配分について</p> <p>(略)</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p>21 <u>退職給付</u>について</p> <p><u>(1)</u> 期末要支給額による算定について</p> <p>(略)</p> <p><u>(2)</u> 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の会計処理</p> <p>(略)</p> <p><u>(3)</u> 都道府県等の実施する退職共済制度の会計処理</p> <p><u>ア</u> <u>共済契約者である社会福祉法人</u></p> <p>退職一時金制度等の確定給付型を採用している場合は、約定の額を退職給付引当金に計上する。ただし被共済職員個人の拠出金がある場合は、約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額を退職給付引当金に計上する。</p> <p>なお、簡便法として、期末退職金要支給額(約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) サービス区分の方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 簡便的な方法</p> <p>次のような場合は、同一のサービス区分として差し支えない。</p> <p>(ア) 介護保険関係</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定訪問介護、<u>指定介護予防訪問介護</u>と第 1 号訪問事業 ・ 指定通所介護、<u>指定介護予防通所介護</u>と第 1 号通所事業 ・ 指定地域密着型通所介護、<u>指定介護予防通所介護</u>と第 1 号通所事業 <p>(略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～19 (略)</p> <p>20 リース会計について</p> <p><u>ア</u> リース会計処理について</p> <p>(略)</p> <p><u>イ</u> 利息相当額の各期への配分について</p> <p>(略)</p> <p><u>①</u> (略)</p> <p><u>②</u> (略)</p> <p>21 <u>退職給付会計</u>について</p> <p><u>ア</u> 期末要支給額による算定について</p> <p>(略)</p> <p><u>イ</u> 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の会計処理</p> <p>(略)</p> <p><u>ウ</u> 都道府県等の実施する退職共済制度の会計処理</p> <p><u>都道府県等の実施する退職共済制度において</u>、退職一時金制度等の確定給付型を採用している場合は、約定の額を退職給付引当金に計上する。ただし被共済職員個人の拠出金がある場合は、約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額を退職給付引当金に計上する。</p>

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」—新旧対照表—

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>した掛金累計額を差し引いた額)を退職給付引当金とし同額の退職給付引当資産を計上する方法や、社会福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資産とし同額の退職給付引当金を計上する方法を用いることができるものとする。</p> <p><u>イ</u> <u>退職共済事業実施者である社会福祉法人</u> <u>退職共済事業実施者である社会福祉法人が、共済契約者である法人及び加入者から受領した掛金は資産に計上し、同額を負債として認識する。資産は、会計基準省令第4条に規定する資産の評価の方法に従って評価する。負債は、資産の増減額と同額を負債に加減し、会計基準省令第5条の債務額とする。</u> <u>なお、拠点区分又はサービス区分を適切に設定して管理すること。</u></p> <p>22・23 (略)</p> <p>24 法人税、住民税及び事業税について <u>(1)</u> 事業活動計算書への記載 (略) <u>(2)</u> 資金収支計算書への記載 (略) <u>(3)</u> 貸借対照表への記載 法人税、住民税及び事業税のうちの未払額については、流動負債の部に「未払法人税等」の科目を設けて記載するものとする。 また、税効果会計を適用する場合に生じる繰延税金資産及び繰延税金負債は、その発生原因に関連した資産・負債の分類又は将来における税効果の実現する時期が貸借対照表日の翌日から起算して1年以内か否かにより、当該科目名をもって流動資産又は固定資産及び流動負債又は固定負債に区分して記載するものとする。</p> <p>25～27 (略)</p> <p>別添1・2 (略)</p> <p>別添3</p>	<p>なお、簡便法として、期末退職金要支給額(約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額)を退職給付引当金とし同額の退職給付引当資産を計上する方法や、社会福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資産とし同額の退職給付引当金を計上する方法を用いることができるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>22・23 (略)</p> <p>24 法人税、住民税及び事業税について <u>ア</u> 事業活動計算書への記載 (略) <u>イ</u> 資金収支計算書への記載 (略) <u>ウ</u> 貸借対照表への記載 <u>確定した</u>法人税、住民税及び事業税のうちの未払額については、流動負債の部に「未払法人税等」の科目を設けて記載するものとする。 また、税効果会計を適用する場合に生じる繰延税金資産及び繰延税金負債は、その発生原因に関連した資産・負債の分類又は将来における税効果の実現する時期が貸借対照表日の翌日から起算して1年以内か否かにより、当該科目名をもって流動資産又は固定資産及び流動負債又は固定負債に区分して記載するものとする。</p> <p>25～27 (略)</p> <p>別添1・2 (略)</p> <p>別添3</p>

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」—新旧対照表—

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新				旧			
勘定科目説明				勘定科目説明			
(略)				(略)			
1. 資金収支計算書勘定科目の説明				1. 資金収支計算書勘定科目の説明			
①収入の部				①収入の部			
<事業活動による収入>				<事業活動による収入>			
大区分	中区分	小区分	説明	大区分	中区分	小区分	説明
介護保険事業収入	施設介護料収入	介護報酬収入	介護保険の施設介護料で介護報酬収入をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、 <u>介護医療院サービス費</u> 、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、 <u>ユニット型介護医療院サービス費</u> 、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等)	介護保険事業収入	施設介護料収入	介護報酬収入	介護保険の施設介護料で介護報酬収入をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、 <u>旧措置入所者介護福祉施設サービス費</u> 、ユニット型介護福祉施設サービス費、 <u>ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費</u> 、ユニット型介護保健施設サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等)
		利用者負担金収入(公費)	介護保険の施設介護料で利用者負担収入(公費)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、 <u>介護医療院サービス費</u> 、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、 <u>ユニット型介護医療院サービス費</u> 、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等の利用者負担額のうち、公費分)			利用者負担金収入(公費)	介護保険の施設介護料で利用者負担収入(公費)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、 <u>旧措置入所者介護福祉施設サービス費</u> 、ユニット型介護福祉施設サービス費、 <u>ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費</u> 、ユニット型介護保健施設サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等の利用者負担額のうち、公費分)
		利用者負担金収入(一般)	介護保険の施設介護料で利用者負担収入(一般)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、 <u>介護医療院サービス費</u> 、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、 <u>ユニット型介護医療院サービス費</u> 、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等の利用者負担額のうち、一般分)			利用者負担金収入(一般)	介護保険の施設介護料で利用者負担収入(一般)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、 <u>旧措置入所者介護福祉施設サービス費</u> 、ユニット型介護福祉施設サービス費、 <u>ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費</u> 、ユニット型介護保健施設サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等の利用者負担額のうち、一般分)
	居宅介護料収入 (介護報酬収入)	(略)	居宅介護料収入 (介護報酬収入)	(略)			
		介護予防報酬収入	介護保険の居宅介護料で介護予防報酬収入をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問入浴費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等)			介護予防報酬収入	介護保険の居宅介護料で介護予防報酬収入をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する <u>介護予防訪問介護費</u> 、介護予防訪問入浴費、 <u>介護予防通所介護費</u> 、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等)
	(利用者負担金収入)	(略)			(利用者負担金収入)	(略)	

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」—新旧対照表—

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新				旧			
		介護予防負担金 収入(公費)	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収入(公費)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問入 浴費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等の利 用者負担額のうち、公費分)			介護予防負担金 収入(公費)	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収入(公費)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する <u>介護予防訪問介 護費</u> 、介護予防訪問入浴費、 <u>介護予防通所介護費</u> 、介護予防短期入所 生活介護費、介護予防訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、公費 分)
		介護予防負担金 収入(一般)	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収入(一般)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問入 浴費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等の利 用者負担額のうち、一般分)			介護予防負担金 収入(一般)	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収入(一般)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する <u>介護予防訪問介 護費</u> 、介護予防訪問入浴費、 <u>介護予防通所介護費</u> 、介護予防短期入所 生活介護費、介護予防訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、一般 分)
	(略)	利用者等利用料収入			(略)	利用者等利用料収入	
		(略)				(略)	
		食費収入(一般)	介護保険の利用者等利用料収入で、食費収入(一般)をいう。 (指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の入所者又は入居者(以 下「入所者等」という。)並びに指定通所介護事業所、指定短期入所生 活介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び <u>介護予防・ 日常生活支援総合事業における通所型サービス事業所</u> 等の利用者が支 払う食費(ケアハウスの生活費として処理されるものを除く)、利用者 が選定した特別な食料)			食費収入(一般)	介護保険の利用者等利用料収入で、食費収入(一般)をいう。 (指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の入所者又は入居者(以 下「入所者等」という。)並びに指定通所介護事業所、指定短期入所生 活介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所等の利用者が 支払う食費(ケアハウスの生活費として処理されるものを除く)、利用 者が選定した特別な食料)
	(略)	(略)			(略)	(略)	
(略)	(略)	医療事業収入		(略)	(略)	医療事業収入	
		<u>退職共済事業収入</u>	<u>退職共済事業の事務手続業務に係る事務費収入をいう。</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		<u>事務費収入</u>				<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)			(略)	(略)	
<施設整備等による収入>				<施設整備等による収入>			
		(略)				(略)	
<その他の活動による収入>				<その他の活動による収入>			
		(略)				(略)	
		長期運営資金借入 金収入	(略)			長期運営資金借入 金収入	(略)
		<u>役員等長期借入金 収入</u>	<u>役員(評議員を含む)からの長期借入金の受入額をいう。</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		(略)				(略)	
		その他の活動によ る収入	<u>退職共済事業の共済契約者からの掛金受け入れによる収入をいう。</u>			その他の活動によ る収入	<u>(新設)</u>
		<u>退職共済事業管理資 産取崩収入</u>	<u>退職共済事業管理資産の取崩しによる収入をいう。</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		〇〇収入	(略)			〇〇収入	(略)

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」—新旧対照表—

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新				旧			
②支出の部				②支出の部			
<事業活動による支出>				<事業活動による支出>			
大区分	中区分	小区分	説明	大区分	中区分	小区分	説明
人件費支出	役員報酬支出 <u>役員退職慰労金支出</u> (略)		役員 <u>(評議員を含む)</u> に支払う報酬、諸手当をいう。 <u>役員(評議員を含む)への退職慰労金等の支払額をいう。</u>	人件費支出	役員報酬支出 <u>(新設)</u> (略)		<u>法人</u> 役員に支払う報酬、諸手当をいう。 <u>(新設)</u>
事業費支出	(略)			事業費支出	(略)		
	医薬品費支出		利用者のための施設内又は事業所内の医療に要する医薬品の支出をいう。ただし病院・介護老人保健施設・ <u>介護医療院</u> 以外ではこれらを保健衛生費に含めて良いものとする。		医薬品費支出		利用者のための施設内又は事業所内の医療に要する医薬品の支出をいう。ただし病院・介護老人保健施設以外ではこれらを保健衛生費に含めて良いものとする。
	診療・療養等材料費支出		カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルム、包帯、ガーゼ、米など1回ごとに消費する診療材料、衛生材料の費消額。また、診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年内に消費するもの。ただし病院・介護老人保健施設・ <u>介護医療院</u> 以外ではこれらを保健衛生費に含めて良いものとする。		診療・療養等材料費支出		カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルム、包帯、ガーゼ、米など1回ごとに消費する診療材料、衛生材料の費消額。また、診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年内に消費するもの。ただし病院・介護老人保健施設以外ではこれらを保健衛生費に含めて良いものとする。
(略)	(略)			(略)	(略)		
授産事業支出	(略)			授産事業支出	(略)		
<u>退職共済事業支出</u>	<u>事務費支出</u>		<u>退職共済事業に係る事務費の支出をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>
(略)				(略)			
<施設整備等による支出>				<施設整備等による支出>			
(略)				(略)			
<その他の活動による支出>				<その他の活動による支出>			
長期運営資金借入金元金償還支出			(略)	長期運営資金借入金元金償還支出			(略)
<u>役員等長期借入金元金償還支出</u>			<u>役員(評議員を含む)からの長期借入金の返済額をいう。</u>	<u>(新設)</u>			<u>(新設)</u>
(略)				(略)			
その他の活動による支出	<u>退職共済預り金返還支出</u> <u>退職共済事業管理資産支出</u> 〇〇支出		<u>退職共済事業の掛金の返還による支出をいう。(預託先から直接返還する場合も含む)。</u> <u>退職共済事業管理資産として法人外部へ預託した場合の支出をいう。</u>	その他の活動による支出	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 〇〇支出		<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (略)

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」—新旧対照表—

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新				旧			
2. 事業活動計算書勘定科目の説明				2. 事業活動計算書勘定科目の説明			
①収益の部				①収益の部			
<サービス活動増減による収益>				<サービス活動増減による収益>			
大区分	中区分	小区分	説明	大区分	中区分	小区分	説明
介護保険事業収益	施設介護料収益	介護報酬収益	介護保険の施設介護料で介護報酬収益をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、 <u>介護医療院サービス費</u> 、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、 <u>ユニット型介護医療院サービス費</u> 、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等)	介護保険事業収益	施設介護料収益	介護報酬収益	介護保険の施設介護料で介護報酬収益をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、 <u>介護医療院サービス費</u> 、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、 <u>ユニット型介護医療院サービス費</u> 、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等)
		利用者負担金収益(公費)	介護保険の施設介護料で利用者負担収益(公費)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、 <u>介護医療院サービス費</u> 、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、 <u>ユニット型介護医療院サービス費</u> 、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等の利用者負担額のうち、公費分)			利用者負担金収益(公費)	介護保険の施設介護料で利用者負担収益(公費)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、 <u>介護医療院サービス費</u> 、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、 <u>ユニット型介護医療院サービス費</u> 、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等の利用者負担額のうち、公費分)
		利用者負担金収益(一般)	介護保険の施設介護料で利用者負担収益(一般)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、 <u>介護医療院サービス費</u> 、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、 <u>ユニット型介護医療院サービス費</u> 、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等の利用者負担額のうち、一般分)			利用者負担金収益(一般)	介護保険の施設介護料で利用者負担収益(一般)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、 <u>介護医療院サービス費</u> 、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、 <u>ユニット型介護医療院サービス費</u> 、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等の利用者負担額のうち、一般分)
	居宅介護料収益 (介護報酬収益)	(略)			居宅介護料収益 (介護報酬収益)	(略)	
		介護予防報酬収益	介護保険の居宅介護料で介護予防報酬収益をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問入浴費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等)			介護予防報酬収益	介護保険の居宅介護料で介護予防報酬収益をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する <u>介護予防訪問介護費</u> 、介護予防訪問入浴費、 <u>介護予防通所介護費</u> 、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等)
		(利用者負担金収益)			(利用者負担金収益)	(略)	
		介護予防負担金収益(公費)	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収益(公費)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問入浴費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、公費分)			介護予防負担金収益(公費)	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収益(公費)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する <u>介護予防訪問介護費</u> 、介護予防訪問入浴費、 <u>介護予防通所介護費</u> 、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、公費分)

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」—新旧対照表—

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新				旧			
	(略)	介護予防負担金 収益(一般)	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収益(一般)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問入浴 費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等の利用者 負担額のうち、一般分)		(略)	介護予防負担金 収益(一般)	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収益(一般)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する <u>介護予防訪問介 護費</u> 、 <u>介護予防訪問入浴費</u> 、 <u>介護予防通所介護費</u> 、介護予防短期入所 生活介護費、介護予防訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、一般 分)
	(略)	利用者等利用料収益			(略)	利用者等利用料収益	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
	(略)	食費収益(一般)	介護保険の利用者等利用料収益で、食費収益(一般)をいう。 (指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の入所者又は入居者(以 下「入所者等」という。)並びに指定通所介護事業所、指定短期入所生 活介護事業所、 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防・日 常生活支援総合事業における通所型サービス事業所</u> 等の利用者が支払 う食費(ケアハウスの生活費として処理されるものを除く)、利用者が 選定した特別な食事料)		(略)	食費収益(一般)	介護保険の利用者等利用料収益で、食費収益(一般)をいう。 (指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の入所者又は入居者(以 下「入所者等」という。)並びに指定通所介護事業所、指定短期入所生 活介護事業所 <u>及び</u> 指定認知症対応型共同生活介護事業所等の利用者が 支払う食費(ケアハウスの生活費として処理されるものを除く)、利用 者が選定した特別な食事料)
	(略)	(略)			(略)	(略)	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
	(略)	医療事業収益			(略)	医療事業収益	
	(略)	<u>退職共済事業収益</u>	<u>退職共済事業の事務手続業務に係る事務費収益をいう。</u>		(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	<u>事務費収益</u>			(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)			(略)	(略)	
< サービス活動外増減による収益 >				< サービス活動外増減による収益 >			
	(略)	有価証券売却益	(略)		(略)	有価証券売却益	(略)
	(略)	<u>基本財産評価益</u>	<u>基本財産を時価評価した時の評価益をいう。</u>		(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	投資有価証券売却 益	(略)		(略)	投資有価証券売却 益	(略)
	(略)	<u>積立資産評価益</u>	<u>積立資産を時価評価した時の評価益をいう。</u>		(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	その他のサービス 活動外収益			(略)	その他のサービス 活動外収益	
	(略)	為替差益	(略)		(略)	為替差益	(略)
	(略)	<u>退職共済事業管理資 産評価益</u>	<u>退職共済事業管理資産の期末増加額をいう。</u>		(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	<u>退職共済預り金戻入 額</u>	<u>退職共済事業管理資産評価損に合わせて、退職共済預り金を減少させた 額をいう。</u>		(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	雑収益	(略)		(略)	雑収益	(略)
< 特別増減による収益 >				< 特別増減による収益 >			
	(略)				(略)		

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」—新旧対照表—

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新				旧			
②費用の部				②費用の部			
<サービス活動増減による費用>				<サービス活動増減による費用>			
大区分	中区分	小区分	説明	大区分	中区分	小区分	説明
人件費	役員報酬 <u>役員退職慰労金</u> <u>役員退職慰労引当金</u> <u>繰入</u> (略)		役員 <u>(評議員を含む)</u> に支払う報酬、諸手当をいう。 <u>役員(評議員を含む)の退職時の慰労金等をいう。</u> <u>役員退職慰労引当金に繰り入れる額をいう。</u>	人件費	役員報酬 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (略)		<u>法人</u> 役員に支払う報酬、諸手当をいう。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
事業費	(略) 医薬品費 診療・療養等材料費 (略) 車輛費 <u>棚卸資産評価損</u> (略)		利用者のための施設内又は事業所内の医療に要する医薬品の費用をいう。ただし病院・介護老人保健施設・ <u>介護医療院</u> 以外ではこれらを保健衛生費に含めて良いものとする。 カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルム、包帯、ガーゼ、氷など1回ごとに消費する診療材料、衛生材料の費消額。また、診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、又は1年以内に消費するもの。ただし病院・介護老人保健施設・ <u>介護医療院</u> 以外ではこれらを保健衛生費に含めて良いものとする。	事業費	(略) 医薬品費 診療・療養等材料費 (略) 車輛費 <u>(新設)</u> (略)		利用者のための施設内又は事業所内の医療に要する医薬品の費用をいう。ただし病院・介護老人保健施設以外ではこれらを保健衛生費に含めて良いものとする。 カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルム、包帯、ガーゼ、氷など1回ごとに消費する診療材料、衛生材料の費消額。また、診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、又は1年以内に消費するもの。ただし病院・介護老人保健施設以外ではこれらを保健衛生費に含めて良いものとする。
(略)	(略)			(略)	(略)		
授産事業費用	(略)			授産事業費用	(略)		<u>(新設)</u>
<u>退職共済事業費用</u>	<u>事務費</u>		<u>退職共済事業に係る事務費をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>
(略)				(略)			
<サービス活動外増減による費用>				<サービス活動外増減による費用>			
(略)				(略)			
有価証券売却損			(略)	有価証券売却損			(略)
<u>基本財産評価損</u>			<u>基本財産を時価評価した時の評価損をいう。</u>	<u>(新設)</u>			<u>(新設)</u>
(略)				(略)			
投資有価証券売却損			(略)	投資有価証券売却損			(略)
<u>積立資産評価損</u>			<u>積立資産を時価評価した時の評価損をいう。</u>	<u>(新設)</u>			<u>(新設)</u>

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新				旧			
その他のサービス活動外費用	(略) 為替差損 <u>退職共済事業管理資産評価損</u> <u>退職共済預り金繰入額</u> (略)	(略)	<u>退職共済事業管理資産の期末減少額をいう。</u> <u>退職共済事業管理資産評価益に合わせて、退職共済預り金を増加させた額をいう。</u>	その他のサービス活動外費用	(略) 為替差損 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (略)	(略)	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
<特別増減による費用>				<特別増減による費用>			
(略)				(略)			
<繰越活動増減差額の部>				<繰越活動増減差額の部>			
(略)				(略)			
3. 貸借対照表勘定科目の説明				3. 貸借対照表勘定科目の説明			
<資産の部>				<資産の部>			
大区分	中区分	小区分	説明	大区分	中区分	小区分	説明
流動資産	(略) 有価証券		<u>債券(国債、地方債、社債等をいい、譲渡性預金を含む)のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に満期が到来するもの、又は債券、株式、証券投資信託の受益証券などのうち時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券をいう。</u>	流動資産	(略) 有価証券		国債、地方債、 <u>株式</u> 、社債、証券投資信託の受益証券などのうち時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券をいう。
固定資産 (基本財産)	(略) (略) 建物 <u>建物減価償却累計額</u>		(略) (略) <u>貸借対照表上、間接法で表示する場合の基本財産に計上されている建物の減価償却の累計をいう。</u>	固定資産 (基本財産)	(略) (略) 建物 <u>(新設)</u>		(略) (略) (略) <u>(新設)</u>
(その他の固定資産)	(略) (略) 有形リース資産		(略) (略)	(その他の固定資産)	(略) (略) 有形リース資産		(略) (略) (略)

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新			旧		
〇〇減価償却累計額		貸借対照表上、間接法で表示する場合の有形固定資産の減価償却の累計をいう。資産名を付した科目とする。	(新設)		(新設)
(略)			(略)		
長期預り金積立資産		(略)	長期預り金積立資産		(略)
退職共済事業管理資産		退職共済事業で、加入者から預託された資産をいう。	(新設)		(新設)
(略)			(略)		
差入保証金		賃貸用不動産に入居する際に、賃貸人に担保として差し入れる敷金、保証金等をいう。	差入保証金		賃貸用不動産に入居する際に賃貸人に差し入れる保証金をいう。
(略)			(略)		
その他の固定資産		(略)	その他の固定資産		(略)
徴収不能引当金		長期貸付金等の固定資産に計上されている債権について回収不能額(返済免除等を含む)を見積もったときの引当金をいう。	(新設)		(新設)
<負債の部>			<負債の部>		
流動資産	(略)		流動資産	(略)	
役員等短期借入金		役員(評議員を含む)からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。	役員等短期借入金		役員等からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
(略)			(略)		
固定負債	(略)		固定負債	(略)	
役員等長期借入金		役員(評議員を含む)からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。	役員等長期借入金		役員等からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。
(略)			(略)		
退職給付引当金		(略)	退職給付引当金		(略)
役員退職慰労引当金		将来支給する役員(評議員を含む)への退職慰労金のうち、当該会計年度末までに発生していると認められる金額をいう。	(新設)		(新設)
(略)			(略)		
長期預り金		(略)	長期預り金		(略)
退職共済預り金		退職共済事業で、加入者からの預り金をいう。	(新設)		(新設)
(略)			(略)		
<純資産の部>			<純資産の部>		
(略)			(略)		
4～7 (略)			4～7 (略)		